

第 142 号 (令和 5 年 8 月 4 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

【条例】

- △ 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例【こども青少年局保育・教育運営課】 3

【規則】

- △ 横浜市市税条例施行規則の一部を改正する規則【財政局税制課】 6
- △ 横浜市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則【建築局市営住宅課】 10
- △ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則を廃止する規則【医療局医療安全課】 11
- △ 歯科技工士法施行細則を廃止する規則【医療局医療安全課】 12
- △ 柔道整復師法施行細則を廃止する規則【医療局医療安全課】 13

【告示】

- △ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定【財政局税制課】 14
- △ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更【財政局税制課】 15
- △ 港北区綱島東一丁目における街区の変更【市民局窓口サービス課】 16
- △ 児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認【こども青少年局こども施設整備課】 18
- △ 児童福祉施設の廃止及び確認辞退【こども青少年局こども施設整備課】 19
- △ 身体障害者福祉法に基づく医師の指定【健康福祉局障害者更生相談所】 20
- △ 老人福祉施設の事業変更認可【健康福祉局高齢施設課】 29
- △ 指定居宅サービス事業者の指定【健康福祉局高齢施設課】 30
- △ 同 【健康福祉局高齢施設課】 31
- △ 横浜市中心部農業委員会第 1 回総会の招集【環境創造局農政推進課】 32
- △ 横浜市南西部農業委員会第 1 回総会の招集【環境創造局農政推進課】 33
- △ 喫煙禁止地区の区域の変更【資源循環局街の美化推進課】 34

【公告】

- △ 環境影響評価書の縦覧【環境創造局環境影響評価課】 36
- △ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壤環境課】 37
- △ 同 【環境創造局水・土壤環境課】 38
- △ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【環境創造局水・土壤環境課】 39
- △ 同 【環境創造局水・土壤環境課】 40
- △ 下水道排水設備工事責任技術者試験の実施【環境創造局管路保全課】 41
- △ 下水道排水設備工事責任技術者に係る更新講習の実施【環境創造局管路保全課】 42
- △ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】 43
- △ 横浜国際港都建設公園事業の事業計画変更に係る図書の縦覧【建築局都市計画課】 44
- △ 横浜国際港都建設公園事業の変更に係る事業の施行【建築局都市計画課】 45
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 46
- △ 同 【建築局調整区域課】 47

△	同	【建築局調整区域課】	48
△	同	【建築局調整区域課】	49
△	同	【建築局調整区域課】	50
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定	【建築局調整区域課】	51
△	建築基準法に基づく指定道路の廃止	【建築局建築指導課】	52
△	同	【建築局建築指導課】	53
△	同	【建築局建築指導課】	54
△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止	【建築局建築指導課】	55
△	同	【建築局建築指導課】	56
△	同	【建築局建築指導課】	57
△	同	【建築局建築指導課】	58
△	同	【建築局建築指導課】	59
【区告示】			
△	認可地縁団体の告示事項の変更	【南区地域振興課】	60
△	同	【戸塚区地域振興課】	61
△	同	【戸塚区地域振興課】	63
△	同	【保土ヶ谷区地域振興課】	64
△	同	【保土ヶ谷区地域振興課】	65
△	同	【保土ヶ谷区地域振興課】	66
△	同	【保土ヶ谷区地域振興課】	67
【区公告】			
△	自動車臨時運行許可番号標の失効	【金沢区総務課】	68
△	同	【金沢区総務課】	69
【交通局】			
△	職員の懲戒処分	【人事課】	70
【区選挙管理委員会】			
△	委員の氏名	【金沢区】	71
△	委員長等の氏名	【金沢区】	72

条例

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 8 月 4 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市条例第 23 号

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成 24 年 12 月横浜市条例第 60 号)の一部を次のように改正する。

第 16 条中「「省令」を「「内閣府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第 28 条第 1 項中「省令」を「内閣府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第 46 条中「省令」を「内閣府令」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第 65 条第 1 項及び第 84 条第 1 項中「省令」を「内閣府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第 103 条第 1 項中「厚生労働省組織規則(平成 13 年厚生労働省令第 1 号)第 622 条第 1 項」を「こども家庭庁組織規則(令和 5 年内閣府令第 38 号)第 16 条第 1 項」に改める。

(横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例(平成 24 年 12 月横浜市条例第 61 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「「省令」を「「内閣府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第 24 条第 4 項及び第 67 条第 4 項中「省令」を「内閣府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

(横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正)

第 3 条 横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例(平成 24 年 12 月横浜市条例第 62 号)の一部を次のように改正する。

第 18 条第 4 項中「「省令」を「「内閣府令」に、「厚生労働大

臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第 32 条中「省令」を「内閣府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

(横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例の一部改正)

第 4 条 横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例(平成 26 年 9 月横浜市条例第 47 号)の一部を次のように改正する。

第 25 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正)

第 5 条 横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成 26 年 9 月横浜市条例第 48 号)の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 4 号及び第 44 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正)

第 6 条 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例(平成 24 年 12 月横浜市条例第 64 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第 8 条に後段として次のように加える。

この場合において、重度訪問介護について準用する第 6 条第 1 項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

第 45 条第 1 項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第 49 条第 2 項中「読み替える」の次に「ほか、重度訪問介護について準用する場合に限り、第 45 条第 1 項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替える」を加える。

第 105 条第 4 項及び第 114 条第 3 項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第 196 条第 1 項第 2 号ア中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に改め、「区分省令」を「区分命令」に改め、同号イからエまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第 200 条の 8 第 1 項第 2 号並びに附則第 6 項及び第 7 項中「区分省令」を「区分命令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規則

横浜市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 8 月 4 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 62 号

横浜市市税条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市市税条例施行規則（昭和 25 年 12 月横浜市規則第 80 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条の 3 中「（以下）」を「（第 18 条の 3 において）」に改める。

第 18 条の 2 を次のように改める。

第 18 条の 2 削除

附則第 13 条の 2 第 1 項第 1 号ア中「附則第 12 条第 47 項第 1 号イ」を「附則第 12 条第 50 項第 1 号イ」に改め、同号イ中「附則第 12 条第 47 項第 1 号ロ」を「附則第 12 条第 50 項第 1 号ロ」に改め、同号ウ中「附則第 12 条第 47 項第 1 号ハ」を「附則第 12 条第 50 項第 1 号ハ」に改め、同項第 2 号ア中「附則第 12 条第 47 項第 2 号イ」を「附則第 12 条第 50 項第 2 号イ」に改め、同号イ中「附則第 12 条第 47 項第 2 号ロ」を「附則第 12 条第 50 項第 2 号ロ」に改め、同号ウ中「附則第 12 条第 47 項第 2 号ハ」を「附則第 12 条第 50 項第 2 号ハ」に改め、同条第 2 項第 1 号ア中「附則第 12 条第 48 項第 1 号イ」を「附則第 12 条第 51 項第 1 号イ」に改め、同号イ中「附則第 12 条第 48 項第 1 号ロ」を「附則第 12 条第 51 項第 1 号ロ」に改め、同号ウ中「附則第 12 条第 48 項第 1 号ハ」を「附則第 12 条第 51 項第 1 号ハ」に改め、同項第 2 号ア中「附則第 12 条第 48 項第 2 号イ」を「附則第 12 条第 51 項第 2 号イ」に改め、同号イ中「附則第 12 条第 48 項第 2 号ロ」を「附則第 12 条第 51 項第 2 号ロ」に改め、同号ウ中「附則第 12 条第 48 項第 2 号ハ」を「附則第 12 条第 51 項第 2 号ハ」に改め、「同条第 48 項第 2 号ハ」を「同条第 51 項第 2 号ハ」に改める。

別表中

「	熱損失防止改修等住宅等に対して課する 額に関する申告書	固定資産税 都市計画税 の減	第 60 号様式の 6	を
「	熱損失防止改修等住宅等に対して課する 額に関する申告書 大規模の修繕等が行われたマンションに対して課する固 定資産税の減額に関する申告書	固定資産税 都市計画税 の減	第 60 号様式の 6 第 60 号様式の 6 の 2	に改め

る。

第 60 号様式の 4 中「附則第 13 条の 6 の 4」を「附則第 13 条の 6 の 5」に改め、同様式注意 1 中「第 14 項」を「第 18 項」に改める。

第 60 号様式の 6 の次に次の 1 様式を加える。

第60号様式の 6 の 2

大規模の修繕等が行われたマンションに対して課する固定資産税の減額に関する申告書

年 月 日

(申告先)

横浜市 区長

申告者 住 所
氏 名
〔法人等の場合は、名
称・代表者の氏名〕
電話番号

横浜州市税条例附則第13条の6の4の規定により、次のとおり申告します。

家 屋 所 在 地	区
家 屋 の 床 面 積	m ²
人の居住の用に供 する部分の床面積	m ²
家屋の建築年月日	年 月 日
大規模修繕工事の 完了年月日	(地方税法施行規則附則第7条第15項に定める工事の完了年月日) 年 月 日
そ の 他	

- (注意) 1 この申告書は、地方税法施行規則附則第7条第16項に定める書類を添付して提出してください。
- 2 工事が完了した日から3か月を経過した後に申告書を提出する場合には、3か月以内に提出できなかった理由をその他の欄に記入してください。

(A4)

附 則

(施 行 期 日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経 過 措 置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市市税条例施行規則第 60 号様式の 4 の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

(横 浜 市 市 税 条 例 施 行 規 則 等 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 の 一 部 改 正)

- 3 横浜市市税条例施行規則等の一部を改正する規則（令和 3 年 12 月横浜市規則第 72 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条 中 横 浜 市 市 税 条 例 施 行 規 則 第 18 条 の 2 第 8 号 の 改 正 規 定 を 削 る。

附 則 第 1 項 た だ し 書 、 附 則 第 2 項 の 前 の 見 出 し 及 び 同 項 を 削 り 、 附 則 第 3 項 中 「 新 規 則 」 を 「 第 1 条 の 規 定 に よ る 改 正 後 の 横 浜 市 市 税 条 例 施 行 規 則 」 に 改 め 、 同 項 を 附 則 第 2 項 と し 、 同 項 の 前 に 見 出 し と し て 「 (経 過 措 置) 」 を 付 し 、 附 則 中 第 4 項 を 第 3 項 と し 、 第 5 項 を 第 4 項 と す る 。

横浜市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 8 月 4 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 63 号

横浜市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市営住宅条例施行規則（平成 9 年 3 月横浜市規則第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「公開抽選」の次に「（以下「公開抽選」という。）」を加える。

第 4 条第 1 項中「条例第 10 条第 1 項の規定による」を削る。

第 5 条第 1 項中「前条第 2 項の規定により抽出された者」を「申込者（公開抽選を行う場合にあっては、前条第 2 項の規定により抽出された者に限る。）」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「又は第 2 項」を削り、同項を同条第 3 項とする。

第 9 条中「条例第 10 条第 1 項の規定により」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則を廃止する規則をここに公布する。

令和 5 年 8 月 4 日

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市規則第 64 号

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則を廃止する規則

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則（平成 9 年 4 月横浜市規則第 47 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

歯 科 技 工 士 法 施 行 細 則 を 廃 止 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 5 年 8 月 4 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 規 則 第 65 号

歯 科 技 工 士 法 施 行 細 則 を 廃 止 す る 規 則

歯 科 技 工 士 法 施 行 細 則 （ 平 成 9 年 4 月 横 浜 市 規 則 第 48 号 ） は 、 廃
止 す る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

柔道整復師法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

令和 5 年 8 月 4 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 規 則 第 66 号

柔道整復師法施行細則を廃止する規則

柔道整復師法施行細則（平成 9 年 4 月横浜市規則第 50 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

横 浜 市 告 示 第 476 号

横 浜 市 市 税 条 例 に 基 づ く 控 除 対 象 寄 附 金 の 指 定

横 浜 市 市 税 条 例 （ 昭 和 25 年 8 月 横 浜 市 条 例 第 34 号 ） 第 29 条 の 4 の 3 第 1 項 に 規 定 す る 控 除 対 象 寄 附 金 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

令 和 5 年 8 月 4 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

次 の 法 人 の 主 た る 目 的 で あ る 業 務 に 関 連 す る 寄 附 金 （ 横 浜 市 の 区 域 外 に 施 設 を 建 設 す る た め の 費 用 等 に 充 て る こ と を 目 的 と す る も の を 除 く 。 ）

指 定 年 月 日	法 人 又 は 団 体 の 名 称	主 た る 事 務 所 又 は 事 業 所 の 所 在 地	寄 附 金 税 額 控 除 の 対 象 と な る 日 又 は 期 間
令 和 5 年 7 月 25 日	N P O 法 人 つ な ぐ	鶴 見 区 鶴 見 中 央 三 丁 目 21 番 9 号	令 和 5 年 1 月 6 日 か ら 令 和 10 年 1 月 5 日 ま で

横浜市告示第 477 号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更

横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号）第 29 条の 4 の 3 の規定による控除対象寄附金について、その告示した内容に次のとおり変更があった。

令和 5 年 8 月 4 日

横浜市長 山中竹春

1 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成 25 年 7 月横浜市告示第 463 号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和 5 年 4 月 17 日	特定非営利活動法人 AIDS ネットワーク横浜	中区尾上町 3 丁目 39 番地	(新) 平成 25 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
			(旧) 平成 25 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

2 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成 28 年 1 月横浜市告示第 36 号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和 5 年 5 月 25 日	特定非営利活動法人 ウィ二十一 ジャパン とつか	戸塚区矢部町 291 番地	(新) 平成 27 年 3 月 19 日から令和 5 年 5 月 25 日まで
			(旧) 平成 27 年 3 月 19 日から令和 7 年 3 月 18 日まで

横 浜 市 告 示 第 478 号

港 北 区 綱 島 東 一 丁 目 に お け る 街 区 の 変 更

横 浜 市 住 居 表 示 に 関 す る 条 例 (昭 和 39 年 9 月 横 浜 市 条 例 第 95 号)
第 2 条 の 規 定 に 基 づ き 、 港 北 区 綱 島 東 一 丁 目 の 街 区 を 次 の と お り 変
更 す る 。

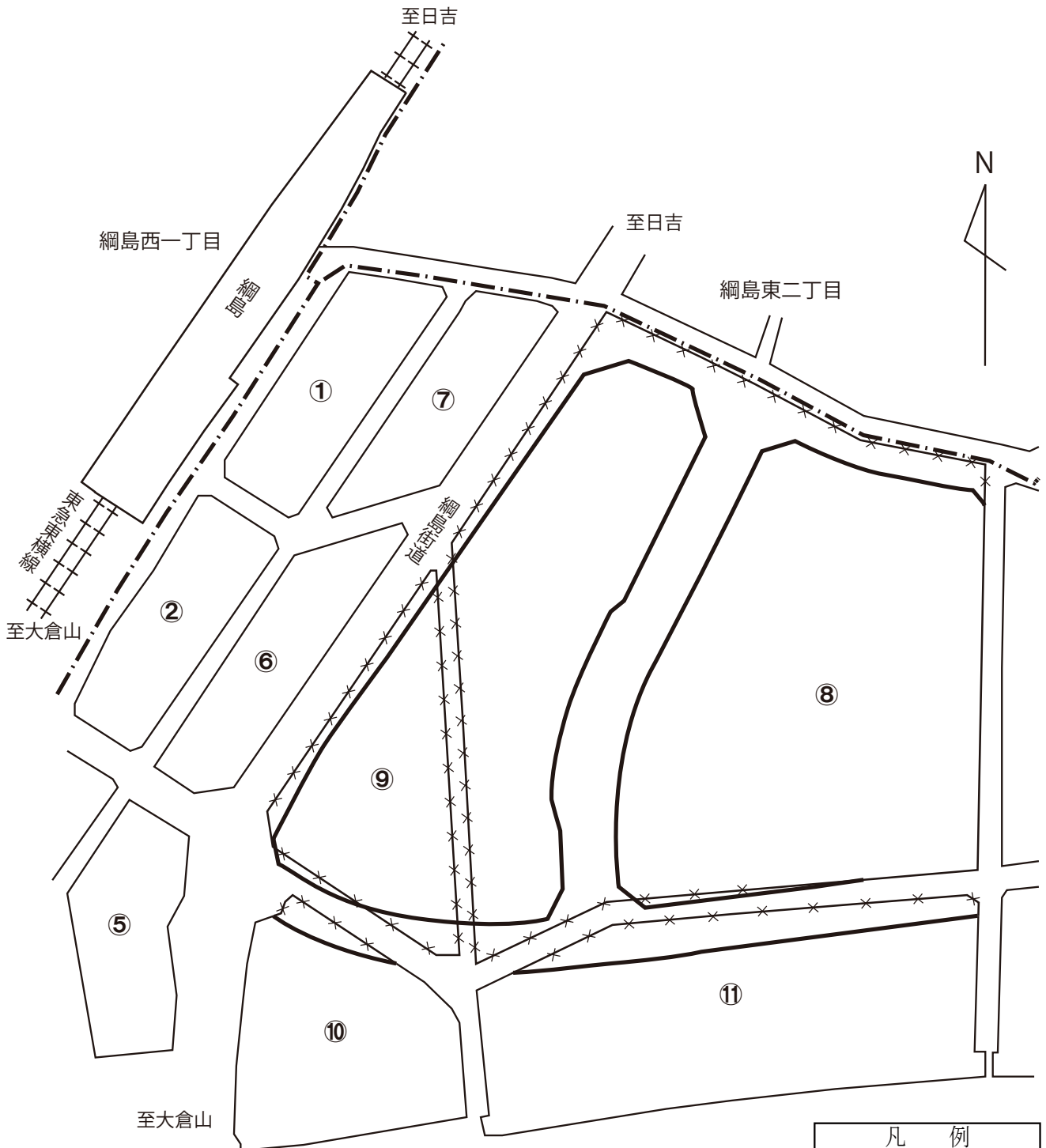
令 和 5 年 8 月 4 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 変 更 す る 街 区
港 北 区 綱 島 東 一 丁 目 8 番 、 9 番 、 10 番 及 び 11 番 街 区 (別 図 の と
お り)
- 2 実 施 期 日
令 和 5 年 8 月 4 日

別図

港北区綱島東一丁目における街区の変更図



凡 例	
--- · ---	町 界
————	新街区界
× — ×	旧街区界
————	街 区 界
⑧	街区符号

横浜市告示第 479 号

児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認
 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項及び子ども・
 子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項の規定により、
 児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和 5 年 8 月 4 日

横浜市長 山中 竹 春

設置認可・確認 年月日	令和 5 年 4 月 1 日
施設種別	保育所
施設名称	ヒューマンアカデミー大倉山保育園
設置者	ヒューマンアカデミー株式会社
所在地	港北区師岡町 297 番地の 1、6、7

横浜市告示第 480 号

児童福祉施設の廃止及び確認辞退

児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 38 条第 3 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 36 条の規定により、児童福祉施設を廃止の承認し、確認の辞退を受理した。

令和 5 年 8 月 4 日

横浜市長 山中 竹 春

廃止年月日	令和 5 年 3 月 31 日
確認辞退年月日	令和 5 年 3 月 31 日
施設種別	保育所
施設名称	ヒューマンアカデミー大倉山保育園
設置者	ヒューマンライフケア株式会社
所在地	港北区師岡町 297 番地の 1、6、7

横浜市告示第 481 号

身体障害者福祉法に基づく医師の指定

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する医師として、次のとおり指定した。

令和 5 年 8 月 4 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	医療機関	所在地	診療科目	担当障害区分	指定医師名
令和 5 年 7 月 1 日	国家公務員 共済組合 連合会 横浜栄 共済病院	栄区桂町 132 番地	眼科	視覚障害	緒方由香
同	公立大学 法人横浜 市立大学 附属市民 総合医療 センター	南区浦舟 町 4 丁目 57 番地	耳鼻咽喉科	聴覚又は 平衡機能 障害、音 声機能・ 言語機能 又はそし ゃく機能 障害	相澤圭洋
同	昭和大学 藤が丘病 院	青葉区藤 が丘一丁 目 30 番地	耳鼻咽喉科	聴覚又は 平衡機能 障害、音 声機能・ 言語機能 又はそし ゃく機能 障害	上村佐和
同	昭和大学 藤が丘病 院	青葉区藤 が丘一丁 目 30 番地	耳鼻咽喉科	聴覚又は 平衡機能 障害、音 声機能・ 言語機能 又はそし ゃく機能 障害	崎川慶
同	聖マリア ンナ医科 大学横浜	旭区矢指 町 1,197 番地の 1	耳鼻咽喉 ・頭頸部外	聴覚又は 平衡機能 障害、音	四戸達也

	市西部病院		科	声機能・ 言語機能 又はそ ゃく機 能障 害	
同	社会福祉 法人恩賜 財団済生 会支部神 奈川県済 生会横浜 市南部病 院	港南区港 南台三丁 目 2 番 10 号	耳鼻咽 喉科	聴覚又は 平衡機能 障害、音 声機能・ 言語機能 又はそ ゃく機 能障 害	谷口彩香
同	横浜内科 ・在宅ク リニック	都筑区牛 久保一丁 目 2 番 9 号	内科、 耳鼻咽 喉科	音声機能 ・言語機 能又はそ ゃく機 能障 害	朝岡龍博
同	昭和大学 藤が丘病 院	青葉区藤 が丘一丁 目 30 番地	形成外 科	音声機能 ・言語機 能又はそ ゃく機 能障 害	小島康孝
同	医療法人 裕徳会よ こはま港 南台地域 包括ケア 病院	港南区日 野南三丁 目 7 番 15 号	リハビ リテー ション 科	音声機能 ・言語機 能又はそ ゃく機 能障 害、自 由	栗山千秋
同	公立大学 法人横浜 市立大学 附属病院	金沢区福 浦三丁目 9 番地	脳神経 外科	音声機能 ・言語機 能又はそ ゃく機 能障 害、自 由	園田真樹
同	公立大学 法人横浜 市立大学	金沢区福 浦三丁目 9 番地	整形外 科	肢体不自 由	安部晃生

同	附属病院 社会福祉 法人恩賜 財団済生 会支部神 奈川県済 生会横浜 市南部病 院	港南区港 南台三丁 目 2 番 10 号	神経内 科	肢体不自 由	石井義人
同	昭和大学 藤が丘病 院	青葉区藤 が丘一丁 目 30 番地	形成外 科	肢体不自 由	沖野尚秀
同	昭和大学 藤が丘病 院	青葉区藤 が丘一丁 目 30 番地	脳神経 内科	肢体不自 由	刑部祐友子
同	公立大学 法人横浜 市立大学 附属病院	金沢区福 浦三丁目 9 番地	整形外 科	肢体不自 由	片山裕貴
同	横浜市立 脳卒中・ 神経脊 髄セン ター一	磯子区滝 頭一丁目 2 番 1 号	脳神経 内科	肢体不自 由	上村直哉
同	国家公務 員共済組 合連合会 横浜南 共済病院	金沢区六 浦東一丁 目 21 番 1 号	脳神経 内科	肢体不自 由	栗田悠輔
同	神奈川県 立こども 医療セン ター一	南区六ツ 川二丁目 138 番地 の 4	救急・ 集中治 療科	肢体不自 由	佐々木恭介
同	独立行政 法人国立 病院機構 横浜医 療セン ター一	戸塚区原 宿三丁目 60 番 2 号	脳神経 外科	肢体不自 由	鈴木幸二
同	独立行政 法人国立	戸塚区原 宿三丁目	脳神経 内科	肢体不自 由	竹井暖

	病院機構 横浜医 療センタ ー	60 番 2 号				
同	昭和大学 藤が丘病 院	青葉区藤 が丘一丁 目 30 番地	形成外 科	肢体不自 由	西村 怜	
同	公立大学 法人横浜 市立大学 附属市民 総合医療 センター	南区浦舟 町 4 丁目 57 番地	整形外 科	肢体不自 由	廣 富 邦 仁	
同	一般社団 法人ポー ーニアお おぜき 医院	青葉区奈 良一丁目 19 番地 の 1	内科	肢体不自 由	細 谷 真 司	
同	昭和大学 藤が丘病 院	青葉区藤 が丘一丁 目 30 番地	循環器 内科	心臓機能 障害	大 村 歩	
同	昭和大学 横浜市北 部病院	都筑区茅 ヶ崎中央 35 番 1 号	循環器 内科	心臓機能 障害	小 野 盛 夫	
同	昭和大学 藤が丘病 院	青葉区藤 が丘一丁 目 30 番地	循環器 内科	心臓機能 障害	曾 根 浩 元	
同	社会福祉 法人恩賜 財団済生 会支部神 奈川県済 生会東部 市東部病 院	鶴見区下 末吉三丁 目 6 番 1 号	循環器 内科	心臓機能 障害	肱 岡 奈 保 子	
同	横浜ホー ムクリニ ック	都筑区牛 久保東一 丁目 32 番 26 号	内科	心臓機能 障害、呼 吸器機能 障害	大 澤 基	
同	聖隷横浜	保土ヶ谷	循環器	心臓機能	仙 波 貴 之	

	病院	区岩井町 215 番地	内科	障害、呼 吸器機能 障害	
同	国家公務 員共済組 合連合会 横浜南 共済病院	金沢区六 浦東一丁 目 21 番 1 号	呼吸器 内科	呼吸器機 能障害	加濃大貴
同	公立大学 法人横浜 市立大学 附属病院	金沢区福 浦三丁目 9 番地	呼吸器 内科	呼吸器機 能障害	平田萌々
同	医療法人 社団平郁 会日吉斎 藤クリニ ック	港北区日 吉本町一 丁目 27 番 39 号	腎臓内 科	じん臓機 能障害	海老原正行
同	かもめ・ みなとみ らいクリ ニック	西区みな とみらい 三丁目 6 番 3 号	腎臓内 科	じん臓機 能障害	武田有記
同	社会福祉 法人恩賜 財団済生 会支部神 奈川県済 生会横浜 市東部病 院	鶴見区下 末吉三丁 目 6 番 1 号	泌尿器 科	ぼうこう 又は直腸 機能障害	荒井将至
同	公立大学 法人横浜 市立大学 附属市民 総合医療 センター	南区浦舟 町 4 丁目 57 番地	外科、 消化器 外科	ぼうこう 又は直腸 機能障害	小倉巧也
同	医療法人 社団緑成 会横浜総 合病院	青葉区鉄 町 2,201 番地の 5	消化器 外科	ぼうこう 又は直腸 機能障害	貴島孝
同	社会福祉	港南区港	外科	ぼうこう	木下颯花

	法人恩賜 財団支部 会奈川会 生市南 院	賜生神 濟横 浜病 院	南台三丁 目 2 番 10 号		又は直腸 機能障害	
同	社会福社 法人恩賜 財団支部 会奈川会 生市南 院	社賜生 福濟神 恩濟神 濟横 浜病 院	港南区港 南台三丁 目 2 番 10 号	外科	ぼうこう 又は直腸 機能障害	窪田 硫 富人
同	横浜市立 市民病院	横浜市立 市民病院	神奈川区 三ツ沢西 町 1 番 1 号	消化器 外科	ぼうこう 又は直腸 機能障害	山本 淳
同	六ッ川す ずき内科 医院東戸 塚・弘明 寺院	六ッ川す ずき内科 医院東戸 塚・弘明 寺院	南区六ッ 川三丁目 75 番地 の 80	内科、 消化器 内科、 糖尿病 内科	肝臓機能 障害	鈴木 章 浩
同	藤井眼科	藤井眼科	港北区綱 島西一丁 目 6 番 19 号	眼科	視覚障害	藤井 博 明
同	坂の上の ヤギ眼科	坂の上の ヤギ眼科	神奈川区 神大寺一 丁目 13 番 46 号	眼科	視覚障害	柳 沼 重 晴
同	医療法人 社会横 会中央 中病院	医療法人 法明芳 会横 会中央 中病院	旭区若葉 台四丁目 20 番 1 号	耳鼻咽 喉科	聴覚又は 平衡機能 障害、音 声機能 又はそ れ以外の 機能 障害	大内 俊 孝

同	医療法人 湘南大もなニ 社団 風会 ことク 薫船 おのク と の ク	栄区 笠間 二丁目 2 番 1 号	耳鼻咽 喉科	聴覚又は 平衡機能 障害、音 声機能・ 言語機能 又はそ れ以外の 障害	半藤 英
同	医療法人 明芳新 社団 横浜脳 会 都市脳神 都経外科病 院	青葉区 荏 田町 433 番地	内科、 脳神経 内科	音声機能 ・言語機能 又はそ れ以外の 障害、自 由	大塚 快信
同	国家公務員 共済組合 横浜共済 病院	金沢区 六 浦東一丁 目 21 番 1 号	リハビリ テーション 科	音声機能 ・言語機能 又はそ れ以外の 障害、自 由	關野 長昭
同	医療法人 未来ス 横浜ヘルス へアシスム 共立第 2 病院	戸塚区 吉 田町 579 番地の 1	整形外 科	肢体不自 由	井上 隆志
同	社会福祉 福 財団 恩賜生 会 支部 神 奈川 県 若 生 会 院	金沢区 平 潟町 12 番 1 号	リハビリ テーション 科	肢体不自 由	大塚 八左右
同	めぐみ 在 宅クリニ ック	瀬谷区 橋 戸二丁目 4 番地の 3	脳神経 内科	肢体不自 由	栗田 瑛里子

同	横浜市立 みなと赤 十字病院	中区新山 下三丁目 12番1号	膠原病 リウマ チ内科	肢体不自 由	近藤文彬
同	横浜市総 合リハー シオン センター 診療 所	港北区鳥 山町 1,77 0番地	小児科	肢体不自 由	鈴木美奈子
同	横浜市立 みなと赤 十字病院	中区新山 下三丁目 12番1号	整形外 科	肢体不自 由	鳥越一郎
同	医療法人 社団木原 会木原 歯科・内 科 医院	戸塚区川 上町 87番 地の1	内科	肢体不自 由	原口春毅
同	医療法人 社団あり さ会金沢 白百合 クリニック	金沢区釜 利谷東七 丁目 23番 23号	内科	肢体不自 由	平出明
同	医療法人 明佳会ワ イズクリ ニック	港南区最 戸一丁目 3番11号	脳神経 外科	肢体不自 由	御任明利
同	横浜療育 医療セン ター	旭区市沢 町 557番 地の2	小児科	肢体不自 由	山下純正
同	内科・循 環器内科 ・心臓リ ハビリウ ェルビー ハーニッ ク 港南台	港南区港 南台三丁 目 19番1 号	内科、 循環器 内科	心臓機能 障害	岩田究
同	神奈川県 立循環器 呼吸器病	金沢区富 岡東六丁 目 16番1	心臓血 管外科	心臓機能 障害	藤田きしゅう

	センター	号			
同	医療法人 社団心愛 会 TOWN 訪問診療 所横浜	都筑区中 川中央一 丁目 29 番 24 号	内科、 循環器 内科、 皮膚科 、形成 外科	心臓機能 障害、呼 吸器機能 障害	片山 徹
同	社会福祉 法人親善 福祉協会 国際親 善総合病 院	泉区西が 岡一丁目 28 番地 の 1	呼吸器 内科	呼吸器機 能障害	藤松 孝 旨
同	昭和大学 横浜市北 部病院	都筑区茅 ヶ崎中央 35 番 1 号	小児科	呼吸器機 能障害	村瀬 正 彦
同	社会福祉 法人恩賜 財団済生 会支部神 奈川県済 生会 横 浜市南 部 病院	港南区港 南台三丁 目 2 番 10 号	外科	ぼうこう 又は直腸 機能障害	本庄 優 衣
同	公立大学 法人横浜 市立大学 附属市民 総合医療 センター	南区浦舟 町 4 丁目 57 番地	消化器 内科	ぼうこう 又は直腸 機能障害 、小腸機 能障害	松林 真 央
同	青葉台か なざわ内 科・内視 鏡クリニック	青葉区青 葉台二丁 目 2 番地 の 2	内科、 消化器 内科、 内視鏡 内科、 肝臓内 科	肝臓機能 障害	金沢 憲 由

横浜市告示第 482 号

老人福祉施設の事業変更認可

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 16 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり老人福祉施設の入所定員の変更を認可した。

令和 5 年 8 月 4 日

横浜市長 山中竹春

認可年月日	施設種別	施設名称	施設長	変更事項 (定員)	
				新	旧
令和 5 年 8 月 1 日	特別養護 老人ホーム	社会福祉法人 横浜市福祉サービス 協会 新鶴見ホーム	比嘉規之	人 261	人 248

横浜市告示第 483 号

指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 70 条第 1 項の規定により、指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和 5 年 8 月 4 日

横浜市長 山中 竹 春

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社学研ココファイン	ココファン片倉	神奈川県片倉一丁目 23 番 26 号	令和 5 年 8 月 1 日	特定施設入居者生活介護

横浜市告示第 484 号

指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 70 条第 1 項の規定により、指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和 5 年 8 月 4 日

横浜市長 山中 竹 春

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社創生事業団	グッドタイムホーム・港南中央	港南区日野中央一丁目 6 番 38 号	令和 5 年 10 月 1 日	特定施設入居者生活介護

横浜市告示第 485 号

横浜市中心農業委員会第 1 回総会の招集

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 27 条第 1 項の規定に基づき、横浜市中心農業委員会第 1 回総会を次のとおり招集する。

令和 5 年 8 月 4 日

横浜市長 山中竹春

1 日 時

令和 5 年 8 月 18 日 午後 2 時 30 分

2 場 所

都筑区茅ヶ崎中央 32 番 1 号

横浜市都筑区役所 6 階大会議室

3 議 案

- (1) 会長の互選について
- (2) 会長職務代理者の互選について
- (3) 農地利用最適化推進委員の委嘱について
- (4) 総会の定例日について
- (5) 農業委員の総会議席について
- (6) その他

横 浜 市 告 示 第 486 号

横 浜 市 南 西 部 農 業 委 員 会 第 1 回 総 会 の 招 集
農 業 委 員 会 等 に 関 する 法 律 (昭 和 26 年 法 律 第 88 号) 第 27 条 第 1 項
の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 市 南 西 部 農 業 委 員 会 第 1 回 総 会 を 次 の と お り
招 集 す る 。

令 和 5 年 8 月 4 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 日 時

令 和 5 年 8 月 18 日 午 後 1 時 30 分

2 場 所

戸 塚 区 戸 塚 町 16 番 地 の 17

横 浜 市 戸 塚 区 役 所 8 階 大 会 議 室 A

3 議 案

- (1) 会 長 の 互 選 に つ い て
- (2) 会 長 職 務 代 理 者 の 互 選 に つ い て
- (3) 農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員 の 委 嘱 に つ い て
- (4) 総 会 の 定 例 日 に つ い て
- (5) 農 業 委 員 の 総 会 議 席 に つ い て
- (6) そ の 他

横浜市告示第 487 号

喫煙禁止地区の区域の変更

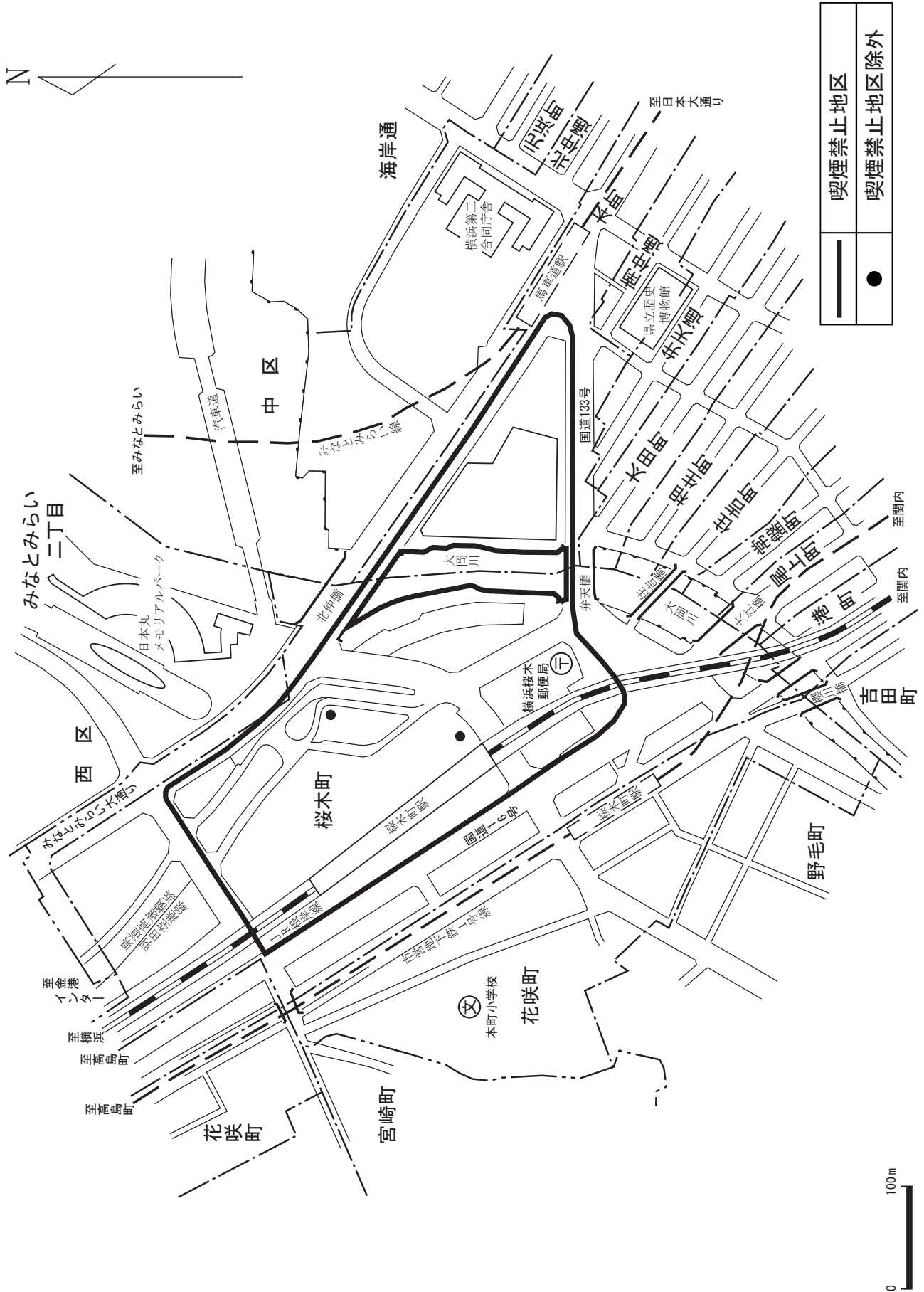
横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例（平成 7 年 9 月横浜市条例第 46 号）第 11 条の 2 第 1 項に規定する喫煙禁止地区の区域を、次のとおり変更する。

令和 5 年 8 月 4 日

横浜市長 山中 竹 春

指定年月日	指定場所	
	指定地区名	区域図
令和 5 年 9 月 1 日	みなとみらい 21 地区	別図のとおり

みなとみらい 21 地区



公 告

横浜市公告第 455 号

環境影響評価書の縦覧

横浜市環境影響評価条例（平成 22 年 12 月横浜市条例第 46 号。以下「条例」という。）第 32 条の規定に基づき、（仮称）北仲通北地区 B-1 地区新築工事に係る環境影響評価書（以下「評価書」という。）の提出があったので、条例第 33 条の規定に基づき、当該評価書の写しを次のとおり一般の縦覧に供する。

令和 5 年 8 月 4 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - 東急不動産株式会社
 - 代表取締役社長 星 野 浩 明
 - 東京都渋谷区道玄坂 1 丁目 21 番 1 号
 - 京浜急行電鉄株式会社
 - 取締役社長 川 俣 幸 宏
 - 西区高島一丁目 2 番 8 号
 - 第一生命保険株式会社
 - 代表取締役社長 隅 野 俊 亮
 - 東京都千代田区有楽町 1 丁目 13 番 1 号
- 2 対象事業の名称
 - （仮称）北仲通北地区 B-1 地区新築工事
- 3 対象事業が実施されるべき区域
 - 中区海岸通 5 丁目 25 番の 1
- 4 縦覧場所
 - 中区本町 6 丁目 50 番地の 10
 - 横浜市環境創造局政策調整部環境影響評価課
 - 中区日本大通 35 番地
 - 横浜市中区役所総務部区政推進課
 - 西区中央一丁目 5 番 10 号
 - 横浜市西区役所総務部区政推進課
 - 南区浦舟町 2 丁目 33 番地
 - 横浜市南区役所総務部区政推進課
 - 磯子区磯子三丁目 5 番 1 号
 - 横浜市磯子区役所総務部区政推進課
- 5 縦覧期間
 - 令和 5 年 8 月 4 日から令和 5 年 9 月 4 日まで

横 浜 市 公 告 第 456 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 5 年 8 月 4 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
神 奈 川 区 羽 沢 町 字 松 原 1,130 番 の 2 の 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン

横 浜 市 公 告 第 457 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 5 年 8 月 4 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
磯 子 区 新 杉 田 町 8 番 の 1 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 458 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の
一 部 の 解 除

土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基
づ き、土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和
5 年 6 月 横 浜 市 公 告 第 366 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 一 部 の 指 定 を
解 除 す る。

令 和 5 年 8 月 4 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
鶴 見 区 末 広 町 1 丁 目 1 番 の 3 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
テ トラクロロエチレン、ベンゼン
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
土 壤 汚 染 状 況 調 査 の 対 象 地 の 試 料 採 取 等 の 省 略 を し て 形 質 変 更
時 要 届 出 区 域 に 指 定 さ れ た 土 地 に つ い て、当 該 省 略 し た 調 査 の 過
程 を 改 め て 実 施 し た 結 果、土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 す る こ と を 確 認
し た た め。

横浜市公告第 459 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（令和 4 年 7 月横浜市公告第 401 号）により指定した区域の一部の指定を解除する。

令和 5 年 8 月 4 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 解除する形質変更時要届出区域の所在地
鶴見区生麦一丁目 2,036 番の 32、2,036 番の 43、2,036 番の 44
及び 2,036 番の 53 の各一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ベンゼン、鉛及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染状況調査の試料採取等を省略して形質変更時要届出区域に指定された土地について、当該省略した調査の過程を改めて実施した結果、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合することを確認したため。

横浜市公告第 460 号

下水道排水設備工事責任技術者試験の実施

横浜市排水設備指定工事店規則（平成 11 年 1 月横浜市規則第 1 号）第 3 条第 2 号アの下水道排水設備工事責任技術者試験が次のとおり実施される。

令和 5 年 8 月 4 日

横浜市長 山中竹春

- 1 試験日時及び場所
令和 5 年 11 月 7 日
午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
川崎市川崎区富士見 2 丁目 1 番 3 号
川崎市教育文化会館
川崎市川崎区富士見 1 丁目 1 番 4 号
カルッツかわさき
- 2 試験申込書を配付する期間及び場所
令和 5 年 8 月 21 日から令和 5 年 9 月 8 日まで
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市環境創造局下水道管路部管路保全課
- 3 試験申込書を受け付ける期間及び場所
令和 5 年 9 月 22 日まで
（9 月 22 日の消印があるものまで受付）
受け付ける場所は試験申込書に記載
- 4 試験申込手続
試験申込書を郵送にて提出すること。
- 5 試験についての問合せ先
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市環境創造局下水道管路部管路保全課
（電話番号）045-671-2829

横浜市公告第 461 号

下水道排水設備工事責任技術者に係る更新講習の実施
横浜市排水設備指定工事店規則（平成 11 年 1 月横浜市規則第 1 号）第 3 条第 2 号イの市長が指定する下水道排水設備工事責任技術者に係る更新講習が次のとおり実施される。

令和 5 年 8 月 4 日

横浜市長 山中竹春

1 講習日時及び場所

令和 6 年 1 月 8 日、9 日、17 日及び 18 日の午前・午後のうち希望する日時

午前の部 午前 10 時 30 分から午後 1 時まで

午後の部 午後 2 時 30 分から午後 5 時まで

川崎市幸区戸手本町 1 丁目 11 番地の 2

川崎市幸市民館

2 講習申込書を配布する期間

対象者には、令和 5 年 10 月中旬頃に送付

3 講習申込書を受け付ける期間及び場所

令和 5 年 11 月 2 日まで

受け付ける場所は講習申込書に記載

4 講習申込手続

講習申込書を郵送にて提出すること。

5 講習についての問合せ先

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市環境創造局下水道管路部管路保全課

（電話番号）045-671-2829

横 浜 市 公 告 第 462 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 (平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号) 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 5 年 8 月 4 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
令 和 5 年 6 月 1 日	30460	有 限 会 社 丸 幸 商 事	須 藤 伸	(新) 茅 ヶ 崎 市 柳 島 2 丁 目 7 番 65 号
				(旧) 茅 ヶ 崎 市 柳 島 海 岸 1,089 番 地
令 和 5 年 6 月 16 日	00691	有 限 会 社 シ ヨ ウ 設 備 工 業	(新) 將 田 知 和	保 土 ヶ 谷 区 上 菅 田 町 415 番 地 の 13
			(旧) 將 田 光 漢	

横浜市公告第 463 号

横浜国際港都建設公園事業の事業計画変更に係る図書の
縦覧

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、横浜国際港都建設公園事業の事業計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 8 月 4 日

横浜市長 山中竹春

- 1 施行者の名称
横浜市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
横浜国際港都建設公園事業
7・2・801号金沢八景西公園
- 3 事業施行期間
平成 26 年 11 月 11 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
金沢区瀬戸地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 5 縦覧場所
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市建築局企画部都市計画課
横浜市環境創造局みどりアップ推進部緑地保全推進課

横浜市公告第 464 号

横浜国際港都建設公園事業の変更に係る事業の施行
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項において準用
する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設公園事業
に係る事業計画変更の認可の告示があったので、同法第 66 条の規定
に基づき、その施行について次のとおり公告する。

令和 5 年 8 月 4 日

横浜市長 山中竹春

- 1 都市計画事業の種類及び名称
横浜国際港都建設公園事業
7・2・801 号金沢八景西公園
- 2 施行者の名称
横浜市
- 3 事務所の所在地
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
金沢区瀬戸地内
 - (2) 使用の部分
なし

横浜市公告第 465 号

開発行為に関する工事の完了
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。
令和 5 年 8 月 4 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和 4 年 1 月 11 日 第 2021 開 1208 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都新宿区西新宿 1 丁目 23 番 7 号
ジェイレックス・コーポレーション株式会社
取締役不動産開発部長 鈴木政保
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
緑区白山一丁目 452 番の 1 から 452 番の 4 まで及び 520 番の 4

横浜市公告第 466 号

開発行為に関する工事の完了
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。
令和 5 年 8 月 4 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和 4 年 8 月 31 日 第 2022 開 804 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都渋谷区南平台町 16 番 11 号
株式会社リード・リアルエステート
代表取締役 長 原 英 司
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
旭区鶴ヶ峰二丁目 41 番の 6、41 番の 35 の一部、41 番の 64、41 番の 65、41 番の 66 の一部及び 41 番の 67 から 41 番の 69 まで

横 浜 市 公 告 第 467 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 5 年 8 月 4 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 4 年 10 月 21 日 第 2022 開 203 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
神 奈 川 区 神 大 寺 二 丁 目 38 番 18 号
三 枝 定 夫
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
神 奈 川 区 神 大 寺 二 丁 目 624 番 の 1 、 624 番 の 10 、 627 番 の 1 、
627 番 の 11 、 628 番 の 1 、 628 番 の 2 、 629 番 の 1 、 629 番 の 2
、 630 番 の 1 、 630 番 の 2 、 631 番 の 1 から 631 番 の 3 まで、63
2 番 の 1 から 632 番 の 4 まで、633 番 の 1 から 633 番 の 7 まで、
634 番 の 1 から 634 番 の 3 まで 及 び 635 番 の 1 から 635 番 の 4 ま
で

横 浜 市 公 告 第 468 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 5 年 8 月 4 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 4 年 11 月 10 日 第 2022 開 808 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
西 区 楠 町 14 番 地 の 5
株 式 会 社 ホ ー ム ラ ン ド
代 表 取 締 役 小 野 洋 一 郎
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
旭 区 東 希 望 が 丘 118 番 の 2 、 118 番 の 10 、 120 番 の 3 及 び 120
番 の 12

横浜市公告第 469 号

開発行為に関する工事の完了
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和 5 年 8 月 4 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和 5 年 3 月 30 日 第 2022 開 1610 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神奈川県鶴屋町 1 丁目 7 番地の 12
株式会社ハウプラン
代表取締役 鈴木賢広
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
泉区和泉が丘一丁目 2,021 番の 12 の一部、 2,025 番の 2 の一部
、 2,025 番の 29 及び 2,025 番の 41 の一部

横浜市公告第 470 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 8 月 4 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号
第 2023 ・ 17 ・ 1 号
- 2 指定年月日
令和 5 年 7 月 25 日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
19.82 m
- 5 指定の場所
青葉区すみよし台 33 番の 14
- 6 申請者の氏名
浜住研株式会社
代表取締役 齋藤善信

横浜市公告第 471 号

建築基準法に基づく指定道路の廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 8 月 4 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 廃止する道路の指定番号
第 61・14・13 号
- 2 廃止年月日
令和 5 年 7 月 6 日
- 3 廃止する道路の幅員
4.50 m
- 4 廃止する道路の延長
45.00 m
- 5 廃止の場所
瀬谷区二ツ橋町 415 番の 1 及び 415 番の 2 の各一部

横浜市公告第 472 号

建築基準法に基づく指定道路の廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 8 月 4 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 廃止する道路の指定番号
第 54・14・20 号
- 2 廃止年月日
令和 5 年 7 月 6 日
- 3 廃止する道路の幅員
4.50 m
- 4 廃止する道路の延長
20.60 m
- 5 廃止の場所
瀬谷区二ツ橋町 417 番の 5

横浜市公告第 473 号

建築基準法に基づく指定道路の廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 8 月 4 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 廃止する道路の指定番号
第 58・14・15 号
- 2 廃止年月日
令和 5 年 7 月 6 日
- 3 廃止する道路の幅員
4.50 m
- 4 廃止する道路の延長
23.22 m
- 5 廃止の場所
瀬谷区二ツ橋町 429 番の 1、429 番の 11 から 429 番の 13 まで及び 429 番の 14 の一部

横浜市公告第 474 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 8 月 4 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 33・23 号
- 2 廃止年月日
令和 5 年 7 月 24 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
6.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長
44.80 m
- 5 廃止の場所
旭区笹野台一丁目 116 番の 3 地先から 124 番の 4 地先まで

横浜市公告第 475 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 8 月 4 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 44・56 号
- 2 廃止年月日
令和 5 年 7 月 20 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
6.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長
69.53 m
- 5 廃止の場所
戸塚区戸塚町 2,372 番の 7 地先から 2,379 番の 15 地先まで

横浜市公告第 476 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 8 月 4 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 35・18 号
- 2 廃止年月日
令和 5 年 7 月 13 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
6.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長
6.70 m
- 5 廃止の場所
戸塚区原宿四丁目 76 番の 24 及び 76 番の 64 の各一部

横浜市公告第 477 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 8 月 4 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 43・20 号
- 2 廃止年月日
令和 5 年 7 月 26 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
4.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長
53.40 m
- 5 廃止の場所
戸塚区矢部町 771 番の 25 地先から 771 番の 39 地先まで

横 浜 市 公 告 第 478 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 8 月 4 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号
第 63 ・ 14 ・ 3 号
- 2 廃 止 年 月 日
令 和 5 年 7 月 6 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
12.80 m
- 5 廃 止 の 場 所
瀬 谷 区 二 ツ 橋 町 415 番 の 1 及 び 415 番 の 2 の 各 一 部 、 415 番 の
11 、 416 番 の 7 並 び に 416 番 の 15

区 告 示

南 区 告 示 第 17 号 (令 和 5 年 7 月 19 日 掲 示 済)

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に 基
づ き 、 南 吉 田 町 町 内 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 5 年 7 月 19 日

横 浜 市 南 区 長 高 澤 和 義

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	渡 邊 尚 南 区 南 吉 田 町 2 丁 目 17 番 地	小 川 恵 三 南 区 南 吉 田 町 2 丁 目 17 番 地

戸塚区告示第 13 号（令和 5 年 7 月 19 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、東栄むつみ会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 7 月 19 日

横浜市戸塚区長 國 本 直 哉

変更した事項	変 更 前	変 更 後
区域	戸塚区汲沢町 999 番地の 2 から 999 番地の 7 まで、999 番地の 9、999 番地の 10、999 番地の 12 から 999 番地の 15 まで、999 番地の 31、999 番地の 38、999 番地の 40、999 番地の 41、1,000 番地の 2、1,000 番地の 9、1,000 番地の 20、1,000 番地の 25、1,000 番地の 27、1,000 番地の 31 から 1,000 番地の 34 まで、1,000 番地の 38 から 1,000 番地の 40 まで、1,000 番地の 42、1,000 番地の 45 から 1,000 番地の 48 まで、1,000 番地の 51、1,000 番地の 52、1,000 番地の 61、1,000 番地の 63、1,001 番地、1,002 番地の 1、1,002 番地の 10、1,002 番地の 15、1,002 番地の 19 から 26 まで、1,002 番地、1,002 番地の 33 から 1,002 番地の 36 まで、1,002 番地の 39 から 1,002 番地の 41 まで、1,002 番地の 43、1,002 番地の 45、1,002 番地の 46、	戸塚区汲沢町 999 番地の 2 から 999 番地の 7 まで、999 番地の 9、999 番地の 10、999 番地の 12 から 999 番地の 15 まで、999 番地の 31、999 番地の 38、999 番地の 40、999 番地の 41、1,000 番地の 2、1,000 番地の 9、1,000 番地の 20、1,000 番地の 25、1,000 番地の 27、1,000 番地の 31 から 1,000 番地の 34 まで、1,000 番地の 38 から 1,000 番地の 40 まで、1,000 番地の 42、1,000 番地の 45 から 1,000 番地の 48 まで、1,000 番地の 51、1,000 番地の 52、1,000 番地の 61、1,000 番地の 63、1,001 番地、1,002 番地の 1、1,002 番地の 10、1,002 番地の 15、1,002 番地の 19 から 26 まで、1,002 番地、1,002 番地の 33 から 1,002 番地の 36 まで、1,002 番地の 39 から 1,002 番地の 41 まで、1,002 番地の 43、1,002 番地の 45、1,002 番地の 46、

<p>1,002 番地の 48、1,002 番地の 50、1,002 番地の 51、1,002 番地の 53、1,004 番地の 1号、1,004 番地の 4、1,004 番地の 6、1,005 番地の 3、1,005 番地の 5、1,005 番地の 11、1,006 番地の 2、1,006 番地の 5、1,006 番地の 10、1,006 番地の 12、1,006 番地の 17、1,006 番地の 21 から 1,006 番地の 23 まで、1,006 番地の 25、1,006 番地の 27 から 1,006 番地の 31 まで、1,006 番地の 33 から 1,006 番地の 41 まで、1,007 番地の 1 及び 1,007 番地の 2、1,007 番地の 7 から 1,007 番地の 9 まで、1,007 番地の 15、1,007 番地の 19 及び 1,007 番地の 20、1,007 番地の 26、1,007 番地の 27 及び 1,007 番地の 30 の区域</p>	<p>1,002 番地の 48、1,002 番地の 50、1,002 番地の 51、1,002 番地の 53、1,004 番地の 1号、1,004 番地の 4、1,004 番地の 6、1,005 番地の 3、1,005 番地の 5、1,005 番地の 11、1,006 番地の 2、1,006 番地の 5、1,006 番地の 10、1,006 番地の 12、1,006 番地の 17、1,006 番地の 21 から 1,006 番地の 23 まで、1,006 番地の 25、1,006 番地の 27 から 1,006 番地の 31 まで、1,006 番地の 33 から 1,006 番地の 41 まで、1,007 番地の 1 及び 1,007 番地の 2、1,007 番地の 7 から 1,007 番地の 9 まで、1,007 番地の 12、1,007 番地の 15、1,007 番地の 19 及び 1,007 番地の 20、1,007 番地の 26、1,007 番地の 27 及び 1,007 番地の 30 の区域</p>
---	--

戸塚区告示第 14 号（令和 5 年 7 月 19 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、富士ヶ丘自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 7 月 19 日

横浜市戸塚区長 國 本 直 哉

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	菅 谷 善 幸 戸塚区下倉田町 1,89 7 番地の 117	伊 沢 弘 男 戸塚区下倉田町 828 番地の 90

保土ヶ谷区告示第 3 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、浄西自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 8 月 4 日

横浜市保土ヶ谷区長 神 部 浩

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	森 本 勉 保土ヶ谷区川島町 1, 526 番地の 3	金子 麻衣子 保土ヶ谷区川島町 1, 557 番地の 9

保土ヶ谷区告示第 4 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、新桜ヶ丘自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 8 月 4 日

横浜市保土ヶ谷区長 神 部

浩

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	吉 田 文 信 保土ヶ谷区新桜ヶ丘 1 丁目 17 番 13 号	中 村 好 美 保土ヶ谷区新桜ヶ丘 1 丁目 54 番 8 号

保土ヶ谷区告示第 5 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、千歳自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 8 月 4 日

横浜市保土ヶ谷区長 神 部 浩

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	井 上 智 彦 保土ヶ谷区新井町 22 9 番地の 58	高 村 五 郎 保土ヶ谷区新井町 20 4 番地の 45

保土ヶ谷区告示第 6 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、桜ヶ丘自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 8 月 4 日

横浜市保土ヶ谷区長 神 部 浩

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	後 藤 隆 保土ヶ谷区桜ヶ丘 2 丁目 41 番 5 号	姿 保 博 保土ヶ谷区桜ヶ丘 1 丁目 32 番 10 号

区 公 告

金 沢 区 公 告 第 86 号 (令 和 5 年 7 月 20 日 掲 示 済)

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 の 失 効

次 の 自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 は 、 失 効 し た の で 公 告 す る 。

令 和 5 年 7 月 20 日

横 浜 市 金 沢 区 長 永 井 京 子

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 番 号	失 効 年 月 日
横 35 - 70 浜 横 浜	平 成 29 年 10 月 1 日

金沢区公告第 87 号（令和 5 年 7 月 20 日 掲 示 済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和 5 年 7 月 20 日

横浜市金沢区長 永 井 京 子

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 32 - 97 浜 横浜	令和元年 9 月 29 日

交通局

交通局公告第 5 号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条第 1 項各号の規定により、次の者を令和 5 年 7 月 14 日懲戒処分に付した。

令和 5 年 8 月 4 日

横浜市交通事業管理者

交通局長 三 村 庄 一

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
高速鉄道本部駅務管理所	運輸職員	森 康 貴	停職 14 日
自動車本部本牧営業所	運輸職員	岩 崎 章 夫	停職 7 日
自動車本部本牧営業所	運輸職員	岩 崎 章 夫	減給 5 号
自動車本部滝頭営業所	運輸職員	鈴 木 良 夫	減給 5 号
自動車本部本牧営業所	運輸職員	渡 辺 浩 幸	戒 告
自動車本部港南営業所	運輸職員	山 下 昌 克	戒 告
自動車本部鶴見営業所	運輸職員	城 野 宗 晴	戒 告

区選挙管理委員会

金沢区選挙管理委員会告示第 22 号（令和 5 年 7 月 20 日揭示済）

委員の氏名

令和 5 年 7 月 20 日次の者が、本委員会委員に就任した。

令和 5 年 7 月 20 日

横浜市金沢区選挙管理委員会

堀	江	慎一郎
南		義信
藤	井	節子
保	坂	一成

金沢区選挙管理委員会告示第 23 号（令和 5 年 7 月 20 日揭示済）

委員長等の氏名

令和 5 年 7 月 20 日次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和 5 年 7 月 20 日

横浜市金沢区選挙管理委員会

委員長

南 義 信

委員長職務代理者

藤 井 節 子